

議事３号

平成２８年度の協議会の取組方針及び重点事業（案）について

１ 取組方針

現在の総合連携計画に規定された粟生線の利用促進施策に着実に取り組むとともに、粟生線の沿線地域における持続可能な公共交通網のあり方について協議を行う。

また、これらの協議を踏まえ、平成２９年度以降における粟生線及び沿線地域の活性化を図るための新たな計画として、改正法に基づく「神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画」の策定に関し必要な協議を行う。

２ 重点事業

(１) 総合連携計画の着実な推進

総合連携計画に規定された粟生線の利用促進施策の推進に着実に取り組む。

また、本年度は、同計画の対象期間の最終年度に該当することから、計画期間中に実施した利用促進施策の取組効果を検証する。

(２) 「神戸電鉄粟生線地域公共交通網形成計画」の策定協議

協議会の下部組織として、「(仮)形成計画素案検討部会」を設置し、形成計画の素案の検討を進め、計画策定に関し必要な協議を行う。

(３) 「神戸電鉄粟生線利活用方策検討委員会」における提案施策の事業化の推進

平成２７年度において協議会の下部組織である「神戸電鉄粟生線利活用方策検討委員会」により提案された施策の事業化を進める。

併せて、委員会からの提案施策について、今後策定協議する形成計画に定めることを検討するとともに、継続的に検証及び見直しを行っていく。

		平成28年度事業計画の項目	事業の概要	主な具体的施策(H27)	主な具体的施策(H28)	
(1)	輸送サービスの改善	1	企画きっぷ等の充実	沿線内外の施設やイベント等と連携し、魅力ある企画きっぷの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある企画きっぷの発売 神鉄おもてなしきっぷ、三木金物まつり1dayチケット シニアやファミリー向けなどの新たな企画きっぷの検討・実施 既存の企画きっぷの見直し・リニューアルの検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある企画きっぷの発売 神鉄おもてなしきっぷ、三木金物まつり1dayチケット シニアやファミリー向けなどの新たな企画きっぷの検討・実施 既存の企画きっぷの見直し・リニューアルの検討・実施
		2	割引制度の充実	高齢者や子どもを含む家族での外出支援を通じて粟生線の利用促進を図るべく、割引制度を検討、導入する。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者割引制度の実施(神戸市) 北播磨総合医療センターへの通院等に係る神戸電鉄利用補助の継続(三木市) 小児運賃無料化やエコファミリー制度の導入に向けた勉強会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等福祉バスの交付(三木市) 神鉄シーバスワン(利用促進社会実験)の継続(神戸市) 北播磨総合医療センターへの通院等に係る神戸電鉄利用補助の継続(三木市) 小児運賃無料化やエコファミリー制度の導入に向けた勉強会の実施
		3	ダイヤの改善・運行本数の見直し等の運行改善	優等列車の運行による速達性の向上や利用実態に合わせた運行形態(ダイヤ、運行本数等)について検討し、現状の利便性、効率性の改善を図る。	次回ダイヤ改正に向けた優等列車の運行等による速達性の向上及び輸送の効率化の検討	次回ダイヤ改正に向けた優等列車の運行等による速達性の向上及び輸送の効率化の検討
		4	快適な駅・車内空間づくり	接客サービスの向上や快適な駅・車内空間づくり等により、安全、安心、快適な輸送サービスを提供し、利用の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 志染駅市民トイレの整備(三木市) 車両の新造 	<ul style="list-style-type: none"> 志染駅市民トイレの整備(継続)(三木市) 車両の新造
(2)	駅勢圏(駅の集客範囲)の拡大	5	駅停車エリア、駐車場、駐輪場の整備及び駅情報・運行情報等の発信	パーク&ライド、キス&ライド、サイクル&ライドを促進するため、既存の駐車場や駐輪場のPRを定期的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> パーク&ライド駐車場や駐輪場の活用、PRの継続 	<ul style="list-style-type: none"> パーク&ライド駐車場や駐輪場の活用、PRの継続 木津駅パーク&ライド駐車場社会実験の検討
		6	バスとの効果的な接続	路線バスなどの駅へのアクセスの改善やバスダイヤの調整により、利便性の向上を図るとともに、そのPRに努める。	<ul style="list-style-type: none"> 電車到着時刻との整合を図るバスダイヤの検討、調整(三木市) 既設一般路線バスの再編を含めた、駅へのアクセスの改善による利便性の向上の検討、調整(三木市) 	<ul style="list-style-type: none"> 木津駅と神戸複合産業団地を結ぶバスの試験運行(兵庫県、神戸市、神鉄等) 電車到着時刻との整合を図るバスダイヤの検討、調整(継続)(三木市) 駅と地域を結ぶらんらんバスの継続運行(小野市) 市内公共交通総合時刻表の作成(小野市) 既設一般路線バスの再編を含めた、駅へのアクセスの改善による利便性の向上の検討、調整(三木市)
(3)	定期利用者と交流人口の拡大	7	沿線立地企業等への粟生線通勤・通学利用のPR	「粟生線通勤カムバック補助金」を更に1年延長する。また、自治体における交通政策以外の政策目的と合致する補助制度を検討、実施する。更に、協議会が利用促進施策を検討する上で必要な情報(国勢調査やパーソナルリサーチ調査等のデータ)を整理するとともに、ビッグデータの活用が図られるシステムを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 「粟生線通勤カムバック補助金」の継続、PR 新規就労者に対する通勤定期運賃助成の継続(三木市) ビッグデータを活用した利用促進方策検討システムの構築及び活用 	<ul style="list-style-type: none"> 新規就労者に対する通勤定期運賃助成の継続(三木市) 「粟生線通勤カムバック補助金」の継続、PR ビッグデータを活用した利用促進方策検討システムの構築及び活用
		8	沿線地域における観光資源の活用と魅力の発信	沿線地域で開催されるイベントとの連携強化や、沿線地域における観光資源の発掘・魅力の向上を図るとともに、ホームページやその他広報媒体を通じて、そのPRを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 三木金物まつり等の地域イベント等との連携 神鉄利用者に対する割引特典の付与 小野まつり来場者に対する割引券の配布(小野市) 神鉄ハイキング(女性・家族などを対象とした新たな企画・実施を含む。)、神鉄イベントとの連携拡大 リニューアルしたホームページにおける情報発信の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 三木金物まつり等の地域イベント等との連携 神鉄利用者に対する割引特典の付与 小野まつり来場者に対する割引券の配布(小野市) 神鉄ハイキング(女性・家族などを対象とした新たな企画・実施を含む。)、神鉄イベントとの連携拡大 ホームページにおける情報発信の継続
(4)	公共交通優先利用行動の喚起	9	企業や学校、転入者等に対するモビリティ・マネジメント等の実施	公共交通の利用意識を向上させるため、沿線に立地する企業、学校、転入者等に対しモビリティ・マネジメントを実施し、自発的な粟生線の優先利用行動を喚起する。	<ul style="list-style-type: none"> TFP(過度なマイカー依存の見直しに向けた継続的なコミュニケーション型のプログラム)の継続実施 利用増加に向けた多様な主体との意見交換会等の開催 各種学校、自治会等への出前講座の実施(モビリティ・マネジメントの推進) 	<ul style="list-style-type: none"> TFP(過度なマイカー依存の見直しに向けた継続的なコミュニケーション型のプログラム)の継続実施 利用増加に向けた多様な主体との意見交換会等の開催 各種学校、自治会等への出前講座の実施(モビリティ・マネジメントの推進)
		10	粟生線キャラクター等による活性化のPR	粟生線が地域にとって身近な存在で、持続して親しまれていくよう、粟生線のキャラクターやロゴマーク、ラッピング電車等により、活性化をPRする。	<ul style="list-style-type: none"> 活性化キャラクター「しんちゃん&てつくん」の活用 ハッピートレイン、ミュージアムトレインの活用 バスやタクシーなど沿線の公共交通機関を通じた活性化のPR 	<ul style="list-style-type: none"> 活性化キャラクター「しんちゃん&てつくん」の活用 ハッピートレイン、ミュージアムトレインの活用 バスやタクシーなど沿線の公共交通機関を通じた活性化のPR
		11	沿線自治体職員等による公共交通利用率先行動	行政等の職員が率先して、粟生線等の公共交通機関を利用するリーダーとなりアクションを起こす。	<ul style="list-style-type: none"> 県・市職員等による通勤、出張時等の公共交通率先利用の継続 毎月1回のノーマイカーデーの設定、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県・市職員等による通勤、出張時等の公共交通率先利用の継続 毎月1回のノーマイカーデーの設定、実施
(5)	安全で安定した鉄道輸送サービスの確保	12	国庫補助制度も活用した鉄道施設の効果的な更新等	国庫補助制度(鉄道安全輸送設備等整備事業など)も活用しながら、鉄道施設の効果的な更新等を図る。	施設の更新、改良による安全性の向上	施設の更新、改良による安全性の向上

		平成28年度事業計画の項目	事業の概要	主な具体的施策(H27)	主な具体的施策(H28)	
(6)	沿線住民との協働と沿線住民の主体的な取組・参画	13	粟生線サポーターズクラブを通じた沿線住民の主体的な取組の推進	沿線住民に粟生線問題への関心を持っていただくとともに、主体的な行動を起こし、他の方にもそれを呼び掛けていただくことで、地域が一体となって粟生線の維持・存続に向けた取組ができるよう、粟生線サポーターズクラブ会員の活動の活性化を図る。	・サポーターズクラブの運営方法(会期・費用負担等)の見直し ・粟生線サポーターズクラブの活動の活性化 ①粟生線ブログ駅長による情報発信 ②ホームページ上での交流促進 ③集い・シンポジウム等の開催 ④ボランティア活動の実施(駅前ごみ清掃、チラシ配布など)	・サポーターズクラブの運営方法(会期・費用負担等)の見直し ・粟生線サポーターズクラブの活動の活性化 ①粟生線ブログ駅長による情報発信 ②ホームページ上での交流促進 ③集い・シンポジウム等の開催 ④ボランティア活動の実施(駅前ごみ清掃、チラシ配布など)
		14	「粟生線乗ろうDAY！」プログラムを通じた沿線住民、企業、学校、団体等の主体的な取組の推進	沿線住民、企業、学校、団体等と協働し、鉄道や駅施設の利用を組み入れたイベントを企画・実行することで、多くの方に粟生線問題への関心を持っていただくとともに、公共交通の利用意識の向上やマイレール意識の醸成を図る。	・「粟生線乗ろうDAY！」プログラムの推進 鉄道の利用を組み入れた地域活性化イベントの実施	・「粟生線乗ろうDAY！」プログラムの推進 鉄道の利用を組み入れた地域活性化イベントの実施
		15	高校や大学と連携した利用促進・啓発活動の推進	地域交流や体験学習プログラムとして主体的に関与することで、高校生や大学生に粟生線問題への理解を深めていただくとともに、プログラムを通じて得た成果を市民に広報することで、市民の意識喚起を図る。	・粟生線活性化グランプリの受賞作品の具体化に向けた検討 ・高校生や大学生の協働事業の推進 駅構内放送、神鉄トレインフェスティバルへの出店	・粟生線活性化グランプリの受賞作品の具体化に向けた検討 ・高校生や大学生の協働事業の推進 駅構内放送、神鉄トレインフェスティバルへの出店
		16	学校、自治会、観光協会、経済団体などと連携した利用促進・啓発活動の推進	地域の様々な団体へのセミナーの実施や意見交換会を行い、粟生線が抱える問題について理解を深めるとともに、利用促進の取組を広げていく。	・経済団体などへのセミナー、意見交換会等の実施 ・各種学校、自治会等への出前講座の開催	・ワーキンググループによる利用促進施策の検討 ・経済団体などへのセミナー、意見交換会等の実施 ・各種学校、自治会等への出前講座の開催
		17	小・中学校や幼稚園を対象とした利用促進・啓発活動の推進	中学生以下を対象として農業体験や七夕装飾、クリスマス装飾などの学習プログラムを実施し、マイレール意識の向上と利用促進を図る。	・農業体験等の校外学習企画の提供 ・幼稚園や保育所と協働した七夕装飾、クリスマス装飾等の実施 ・学校等の行事に係る利用助成の継続(三木市)	・農業体験等の校外学習企画の提供 ・幼稚園や保育所と協働した七夕装飾、クリスマス装飾等の実施 ・学校等の行事に係る利用助成の継続(三木市)
		18	神戸電鉄と地域との交流を促進するイベントの実施	地域参加の要素を組み込んだ鉄道イベントの開催やラッピング列車の活用等により、神戸電鉄と地域との交流を促進し、利用啓発及び利用促進を図る。	・トレインフェスティバル等の地域連携イベントの実施 ・北条鉄道その他の協議会と連携したイベントの検討、実施	・トレインフェスティバル等の地域連携イベントの実施 ・北条鉄道その他の協議会と連携したイベントの検討、実施
		19	鉄道を利活用する沿線住民の主体的な活動やイベント等を協議会が支援する仕組みの構築	地域や個人の鉄道利用を推奨するため、既存の制度をPRするとともに、新たな支援制度を検討する。	・ 神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金の継続、PR	・神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金の継続、PR
(7)	駅を中心としたまちづくりの推進	20	駅周辺に都市機能を集積するための施策の検討	ニュータウンにおける若者向け住宅の供給など、地域特性に応じた住宅地の整備や事業用地の形成による駅周辺への人口集積策を検討する。	・木津複合産業団地における企業誘致(神戸市木津駅周辺) ・押部谷住宅空地エリアの活用検討(神戸市) ・緑が丘町まちづくりビジョン委員会を通じた共同住宅供給の検討(三木市緑が丘地区)	・木津複合産業団地における企業誘致(神戸市木津駅周辺) ・押部谷住宅空地エリアの活用検討(神戸市) ・緑が丘町まちづくりビジョン委員会を通じた共同住宅供給の検討(三木市緑が丘地区)
		21	駅周辺への市民生活に係るサービス施設などの立地促進・施設誘致	駅周辺への市民サービス施設(行政出先機関、病院、保育園、高齢者デイサービス施設、商業施設等)の誘致・集約化を検討するとともに、駅周辺の道路や歩行者空間の改善を図る。	・鈴蘭台駅前再開発工事の実施(神戸市) ┌ 北区役所の駅隣接施設への移転 ├ 商業施設の集約・誘致 └ 駅前道路の改良及びバス・自家用車の寄り付き改良 ※平成28年度 再開発ビル・駅舎完成 平成29年度 事業完了予定 ・三木市民病院跡地活用(社会福祉施設)の推進(三木市) ※平成27年6月頃から順次開設予定 (特別養護老人ホームは平成29年度開設予定)	・鈴蘭台駅前再開発工事の実施(神戸市) ┌ 北区役所の駅隣接施設への移転 ├ 商業施設の集約・誘致 └ 駅前道路の改良及びバス・自家用車の寄り付き改良 ※平成30年度 再開発ビル・駅舎完成 平成31年度 事業完了予定 ・国営明石海峡公園の開設(平成28年5月、最寄駅:木津駅)(神戸市) ・神戸市営公園「キーナの森」の開設(平成29年3月)(神戸市) ・三木市民病院跡地活用(社会福祉施設)の推進(三木市) ※特別養護老人ホームは平成29年度開設予定
		22	駅周辺でのにぎわい拠点の創出	駅周辺の空き地や空き店舗対策を実施するとともに、既存の店舗や商店街と連携し、にぎわい拠点の創出を図る。	・駅前商店街や市民団体と連携したイベントの実施 ・三木駅の駅舎活用の検討(三木市・神鉄)	・駅前商店街や市民団体と連携したイベントの実施 ・三木駅の駅舎活用の検討(三木市・神鉄)

(注) ※ **太字**は、重点的に取り組む施策を示します。また、自治体が単独又は神鉄等と連携して行う事業は、()に事業主体を記載しています。

※ 上記事業は、神戸電鉄の設備や敷地を利用すること、神戸電鉄が従来から行っている事業との整合を図る必要があること、各事業間での調整・連携のため統合的な管理・運営が必要であること等の理由から、自治体が単独で行う事業を除き、原則として協議会が神鉄観光㈱へ委託する形で実施します。

※ 上記事業は、事業の実効性や関係先との調整状況により、実施時期や詳細内容について、連携計画の枠組みの中で見直しを行う場合があります。

神戸電鉄粟生線通勤定期転換補助金（粟生線通勤 “Come Back” 補助金）
 交付要綱の一部変更について

旧	新
<p>(補助要件)</p> <p>第3条 対象者が補助金の交付を受けるには、次の各号を要件とする。</p> <p>(1) 補助対象となる通勤定期券（以下「当該定期券」という。）は、平成25年4月1日から平成28年4月1日までの日を通用開始日とする新規発売の6か月通勤定期券とする。</p> <p>(2) ～ (6) 略</p>	<p>(補助要件)</p> <p>第3条 対象者が補助金の交付を受けるには、次の各号を要件とする。</p> <p>(1) 補助対象となる通勤定期券（以下「当該定期券」という。）は、平成25年4月1日から平成29年4月1日までの日を通用開始日とする新規発売の6か月通勤定期券とする。</p> <p>(2) ～ (6) 略</p>
<p>(その他)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本制度の申請および補助金請求等の事務取扱は、三木市まちづくり部<u>美しいまちづくり課</u>（神戸電鉄粟生線活性化協議会事務局）、神戸市住宅都市局<u>計画部計画課</u>、小野市総合政策部交通政策グループ、神戸電鉄株式会社鉄道事業本部企画部が行うものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本制度の申請および補助金請求等の事務取扱は、三木市まちづくり部<u>交通政策課</u>（神戸電鉄粟生線活性化協議会事務局）、神戸市住宅都市局<u>交通政策部公共交通課</u>、小野市総合政策部交通政策グループ、神戸電鉄株式会社鉄道事業本部企画部が行うものとする。</p>

※_____は変更箇所を示す。

神戸電鉄栗生線通勤定期転換補助金

(栗生線通勤 “Come Back” 補助金) 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸電鉄線以外の通勤手段から、新たに神戸電鉄栗生線（鈴蘭台駅から栗生駅までの区間。以下「栗生線」という。）に通勤手段を転換する者もしくはその者が勤務する事業所等を対象として、通勤手段転換に係る費用の一部を神戸電鉄栗生線活性化協議会（以下「協議会」という。）から補助する事により、地城市民生活の重要な基盤である栗生線の利用促進による路線存続を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による補助（以下「補助」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、補助を受けようとする日において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本補助金交付申請日より前の6か月間に神戸電鉄線を含む区間の通勤定期券の購入実績が無く、神戸電鉄線以外の通勤手段から、新たに栗生線を含む区間の6か月通勤定期券に通勤手段を転換した者。ただし、就職等により新たに通勤の事象が発生した者は対象外とする。
- (2) 前号に該当する者が勤務する事業所等（以下「勤務先」という。）。

(補助要件)

第3条 対象者が補助金の交付を受けるには、次の各号を要件とする。

- (1) 補助対象となる通勤定期券（以下「当該定期券」という。）は、平成25年4月1日から平成29年4月1日までの日を通用開始日とする新規発売の6か月通勤定期券とする。
 - (2) 補助金を交付する対象者は、補助金総額が協議会の定める予算を上回らない範囲とする。
 - (3) 本補助制度の適用は対象者一人について一回限りとする。
 - (4) 当該定期券の払い戻し、区間変更を行った場合は補助対象外とする。ただし、区間変更後の定期券が栗生線を含む区間の6か月通勤定期券の場合は、改めて申請を行うことにより本補助制度の適用を受けることができる。
 - (5) 磁気定期券のみを対象とし、IC定期券は対象外とする。
 - (6) 対象者および勤務先は、補助金申請、請求等の際の申告、証明を正しく行うこととし、定期券購入実績等を調査する場合があることを承諾するものとする。
- 2 その他、協議会において前項の要件の内容について見直しを行う場合がある。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象者が購入した当該定期券の有効区間に含まれる粟生線区間に
対応する6か月通勤定期運賃の2分の1に相当する額とする。ただし、10円未
満の端数は切り捨てとし、粟生線区間以外については補助金の対象外とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、当該定期券
購入の3週間前までに、粟生線通勤 ComeBack 補助金交付申請書（様式第1号。
以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 申請者が第2条第1項第1号の条件に該当することを勤務先から証されたことを
示す通勤手段証明書（様式第2号）、もしくは協議会がそれに準ずると認める証明
書等。
- 2 協議会は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたとき
は、補助金の交付を決定し、粟生線通勤 ComeBack 補助金交付決定通知書（様式第
3号）により、当該申請者に通知する。
- 3 前項の補助金交付決定通知を受けた申請者は、申請した補助対象となる当該定期券を
購入し、それを使用して通勤するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条第2項の規定による交付決定を受けた申請者が、補助金の交付を受けようと
するときは、当該定期券の期間満了日以後30日までに、粟生線通勤 ComeBack
補助金請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければ
ならない。

- (1) 当該定期券の原券
 - (2) 協議会が指定する通勤等に関するアンケート調査の回答
- 2 協議会は、前項の規定による請求があったときは、請求内容を審査のうえ申請者に対
して補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第7条 協議会は、申請者もしくは勤務先が、偽りその他の不正な方法により補助金の交
付を受けようとしたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し及び既に交付
した補助金全額を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

- 2 本制度の申請、交付請求に係る申請者からの書類送付等の費用は、申請者が負担するものとする。
- 3 本制度の申請および補助金請求等の事務取扱は、三木市まちづくり部交通政策課（神戸電鉄粟生線活性化協議会事務局）、神戸市住宅都市局交通政策部公共交通課、小野市総合政策部交通政策グループ、神戸電鉄株式会社鉄道事業本部企画部が行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年2月8日から施行する。
- 1 この要綱は、平成25年7月5日から施行する。
- 1 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。
- 1 この要綱は、平成27年3月30日から施行する。
- 1 この要綱は、平成28年〇月〇日から施行し、平成28年4月2日から適用する。

以 上